

広島県肝炎治療特別促進事業実施要綱

第1 趣 旨

この事業は、B型ウイルス性肝炎患者及びC型ウイルス性肝炎患者が行う抗ウイルス治療（インターフェロン治療，インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）に係る医療費に対して助成するものとする。

第2 目 的

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は，抗ウイルス治療（インターフェロン治療，インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって，その後の肝硬変，肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら，この抗ウイルス治療については月額の高額となること，又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから，早期治療の促進のため，この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し，患者の医療機関へのアクセスを改善することにより，将来の肝硬変，肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止，ひいては県民の健康の保持，増進を図ることを目的とする。

第3 実施主体

実施主体は，広島県とする。

第4 対象医療及び医療費の範囲

- 1 対象とする医療は，C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で，保険適用となっているものとする。
- 2 対象とする医療費は，当該治療を行うために必要となる初診料，再診料，検査料，入院料，薬剤料等及び当該治療を継続するために必要な治療費を含み，当該治療と無関係な治療費については，含まないものとする。

第5 対象患者

- 1 第4に定める対象医療を必要とする患者であって，医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者及び被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち，保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において，当該疾患に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けている者とする。
- 2 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる者は除くものとする。

第6 助成期間

助成の期間は，原則として同一患者につき，1か年を限度とする。

第7 実施方法

- 1 事業の実施は、原則として広島県知事（以下「知事」という。）が、第4に定める対象医療を適切に行うことができる保険医療機関等に対し、当該医療に必要な費用に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 2 前項の金額は、次の1号に規定する額から、2号に規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。
 - (1) 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額
 - (2) 1か月につき、別表に定める額を限度とする額

第8 認定

- 1 知事は、知事が指定した広島県肝疾患診療支援ネットワーク体制を構成する専門医療機関の日本肝臓学会、日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医又は、同ネットワーク体制以外の、日本肝臓学会、日本消化器病学会等に属する肝臓の専門医が発行する診断書（ただし、同ネットワーク体制以外の専門医療機関の専門医の診断書にあつては、当該医療機関で治療する患者についてのみ適用）を基に対象患者の認定を行うものとする。
- 2 知事は、認定を行うに当たっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝臓の専門医で構成される認定協議会を設けるものとする。

第9 対象疾患及び認定基準並びに対象医療の範囲の周知等

- 1 知事は、事業の適正な運用を図るため、保険医療機関等に対して、事業の対象疾患及び認定基準並びに対象医療の範囲の周知に努めるものとする。
- 2 知事は、専門医療機関、保険医療機関等に対して、定期的な指導助言を行うよう努めるものとするとともに、専門医療機関、保険医療機関等は、県が指定した研修、講習を受講するよう努めるものとする。
- 3 知事は、適正な診断、治療が実施されていない専門医療機関、保険医療機関等に対して、事業における適正化の推進に必要な措置を講じるものとする。

第10 関係者の留意事項

知事は、対象患者等に与える精神的影響を考慮して、事業によって知り得た事実の取扱いに慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、その管理及び保護に十分に配慮するよう、関係者に対しても、その旨を指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行し、平成26年9月2日から適用する。

別表（第7関係）

事業における自己負担限度月額表

階 層 区 分		自己負担限度月額
甲	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上の場合	20,000 円
乙	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の場合	10,000 円